

豊中市有功者表彰及び待遇に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例（昭和26年豊中市条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市長が行う有功者表彰及び待遇に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰方法)

第2条 条例第3条第1項の表彰は、表彰状及び1万円相当の記念品を贈呈する。
2 条例第3条に規定する有功者表彰は、有功者が有功者要件に該当するに至った最初るときであって、そのときの表彰のみとする。

(表彰の時期)

第3条 条例第4条の市長が定める日は、原則として年1回とする。ただし、これにより難しい場合は、随時行うことができる。

(式典等の待遇)

第4条 条例第5条に規定する「市長が定める市の式典、公式会合等」とは、次のものをいう。

(1) 式典等

- ・市制施行記念式典行事
- ・成人式
- ・憲法記念日市長表彰式
- ・消防出初式
- ・教育表彰式
- ・戦没者追悼式

(2) 竣工式

- ・市長が定める公共施設の竣工式

(3) 行事

- ・全市民対象のもの（憲法記念市民の集いなど）

(有功者等の弔慰対応)

第5条 条例第6条の有功者の死亡に係る弔辞、供花等、記念品（料）は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第1号の有功者の場合

- ア弔辞
- イ供花等
- ウ記念品（料） 1万円

(2) 条例第2条第2号の有功者（現職を除く。）の場合

- ア弔辞

イ 供花等

ウ 記念品（料） 1万円

(3) 条例第2条第3号の有功者（現職を除く。）の場合

ア 弔辞

イ 供花等

ウ 記念品（料） 1万円

2 現職市長の死亡の場合は、公葬を行う。

3 現職市議会議員の死亡の場合は、次のとおりとする。

(1) 弔辞

(2) 供花等

(3) 記念品（料） 2万円

（資格の取消し）

第6条 条例第7条に規定する「刑に処せられたとき」とは、言渡しを受けた判決が確定することをいい、刑の執行を猶予された場合を含む。また、控訴等による刑の確定までの期間については、条例の適用を受ける。

（資格の停止）

第7条 条例第8条の選挙権の停止には被選挙権の停止を含む。

（市議会議員の退職対応）

第8条 現職市議会議員が任期中に退職したときは、1万円相当の記念品を贈呈する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。